

農業生産法人報告書

平成27年 〇 月 〇 日

小林市農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地 小林市〇〇1234番地
名称及び代表者氏名 〇〇会社 ××××
代表取締役 小林太郎 印
電話番号 〇〇-××××

取締役印になります。

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	〇〇会社 ×××× 代表取締役 小林太郎	
主たる事務所の所在地	小林市〇〇1234番地	
経営面積 (ha)	田	20.0
	畑	0.8
	採草放牧地	
法人形態	〇〇会社	

株式会社・有限会社等

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
米、野菜、花木	作業受託、加工販売	造園

無い場合は実施無

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	30,000,000円	1,000,000円
2年前(実績)	32,000,000円	1,500,000円
1年前(実績)	33,000,000円	2,000,000円
申請日の属する年 (実績又は見込み)	34,000,000円 (見込み)	2,500,000円 (見込み)

無い場合は未記入
(実績)(見込み)を記入

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

- (1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等）

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m ²)		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
小林 太郎	200	賃借権	20,000	250	250	
小林 花子	50			250	250	

議決権の数の合計

250

農業関係者の議決権の割合

83%

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： ○○○ 日

- (2) 関連事業者（法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)
株式会社 小林造園 代表取締役 野尻三郎	50	法人から花木を購入している造園会社

議決権の数の合計

50

関連事業者の議決権の割合

17%

(留意事項)

- 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。
なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。
また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付してください。
- 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）のいずれかに基づく認定です。

4. 商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号関係
理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数			
			必要な農業への年間従事日数		直近実績	見込み
			直近実績	見込み		
小林太郎	小林市〇〇	代表取締役	250	250	250	250
小林花子	小林市〇〇	取締役	250	250	200	200

5 国家戦略特別区域法第18第1項関係
国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況

その事業の内容		その事業に従事する 理事等の氏名	年間従事日数	
原料又は材料として使用する生産農畜産物	製造又は加工品の名称		直近実績	見込み

(国家戦略特別区域法第18条第1項の適用を受ける場合のみ記載してください。)

(記載要領)

1. 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
2. 「2 (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
3. 「2 (2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
4. 「3 (1) 農業関係者」は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものが法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。
ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
5. 「3 (2) 関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。
6. 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
7. 「5 国家戦略特別区域法第18条第1項関係」の「国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業」とは、その生産した農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業です。